

京都市告示第 5 1 6 号

京都市私道の変更又は廃止の手續に関する条例第 2 条の規定に基づき、建築基準法第 42 条第 2 項の道路の廃止の承認をいたしましたので、同条例第 4 条の規定に基づき告示します。

その関係図書は、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

平成 21 年 3 月 27 日

京都市長 門 川 大 作

指定番号	承認年月日	道路の幅員	道路の延長	道路の位置	道路の廃止の申請者
第 5834 号	平成 21.1.21	メートル 4.0	メートル 136.78	京都市東山区大和大路通三条下る東入若松町 398 番地（一部）、400 番地 6（一部）、400 番地 7（一部）、400 番地 8（一部）、400 番地 12（一部）、400 番地 13（一部）、400 番地 14（一部）、400 番地 23（一部）、400 番地 28（一部）、400 番地 41（一部）、400 番地 62（一部）、404 番地（一部）、405 番地（一部）、406 番地 2（一部）、412 番地 1（一部）及び 412 番地 14（一部）並びに同区若竹町 422 番地 1（一部）、422 番地 5（一部）及び 422 番地 7（一部）並びに同区大黒町 139 番地 12（一部）	京都市長 門川大作
第 5836 号	21.2.18	4.0	58.53	京都市左京区岡崎南御所町 9 番地 1、9 番地 4（一部）、9 番地 5（一部）、9 番地 6（一部）、9 番地 7（一部）、9 番地 8（一部）、9 番地 14、9 番地 15（一部）、9 番地 16（一部）、9 番地 17、9 番地 18、9 番地 19、9 番地 20（一部）、9 番地 21（一部）、9 番地 22（一部）、9 番地 25（一部）及び 37 番地 2（一部）	株式会社 ワールド ウッド ジャパン 代表取締役 井上幸久

(都市計画局建築指導部建築指導課)